平成２９年（フ）第１６号
高知市南川添１番22号
破産者　日昭建設株式会社
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５５号
茨城県つくば市松代３丁目23番地１　パークサイドつくば松代101号
破産者　中山　英明
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６５号
埼玉県蓮田市大字根金1683番地１　レオパレスＦＵＪＩ203号、旧住所埼玉県白岡市実ケ谷1167番地16
破産者　渡部　　昇
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７８号
埼玉県蕨市塚越５丁目13番14号
破産者　横尾ヒロ子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９３号
北海道石狩市花川南５条５丁目29番地　ベイステイ204号
破産者　逢見　秀誉
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
茨城県下妻市半谷527番地３　エルハイム103号棟
破産者　落合　信子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４４６号
さいたま市中央区下落合３丁目３番６号
破産者　濱名　通正
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２５号
愛知県弥富市五明２丁目７番地　寿コーポ203、開始決定時の住所愛知県弥富市平島町甲新田77番地６
破産者　仙石　弘晃
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８２号
奈良市五条畑１丁目６番14―Ｃ―103号、破産手続開始決定時の住所奈良市五条西１丁目10番10号
破産者　大石　弘幸
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
熊本県玉名市小野尻348番地、前住所熊本県玉名市小野尻406番地１
破産者　小澤　公彦
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１２０６号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　４棟507号
破産者　貝瀬勝一郎
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５号
岐阜市茜部中島３丁目15番地２　（フォーブル堀江Ⅱ　105号）、前住所岐阜市茜部新所１丁目225番地
破産者　バチ軍らーめんこと　安達　隆雄
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５０号
静岡県富士宮市野中東町34番地
破産者　安部　智美
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１６３号
京都市中京区西ノ京馬代町８番地41、開始決定時の住所京都市右京区常盤御池町23番地
破産者　八木　啓孝
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
福岡県宮若市磯光1367―125　矢萩団地216号、住民票上の住所福岡県宮若市磯光1317番地104
破産者　松岡志穂美（旧姓赤田）
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２１５８号
札幌市南区真駒内本町３丁目１番10―502号
破産者　桐谷　明宏
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午前10時
平成30年２月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
相模原市緑区青野原1562―２、商業登記簿上の主たる事務所相模原市南区相模大野３丁目３番２号
破産者　一般社団法人さがみはらコンテンツ推進協会
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年５月16日午後２時30分
平成30年２月27日
横浜地方裁判所相模原支部